

# 鳥取県公報

毎週火、金曜日発行(但休日)に当るときは翌日)  
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

目次  
 ◇告示 漁船損害補償法第百十二条第一項の規定による同意を求めるための事前届出

## 告 示

鳥取県告示第百二号  
 漁船損害補償法施行令(昭和二十七年政令第六十八号)第五條第一項の規定により、漁船損害補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第百十二条第一項の規定による同意を求めるための事前届出があつたので漁船損害補償法施行令第五條第三項の規定により、次のとおり告示する。  
 昭和四十年三月一日  
 鳥取県知事 石 破 二 朗

届 出 事 項	指定漁船調書の縦覧
発起人の住所及び氏名 岩美郡岩美町大字浦富三浦 実 沢田 義 巳 奥 谷 大 吉 奥 谷 大 吉 奥 谷 大 吉 奥 谷 大 吉	加入区 浦 富加入区 浦 富漁業協同組合 浦 富漁業協同組合 浦 富漁業協同組合 浦 富漁業協同組合
漁船損害補償法第百十三条第一項の申出をする漁業協同組合の名称 浦 富漁業協同組合 浦 富漁業協同組合 浦 富漁業協同組合 浦 富漁業協同組合	縦 覧 期 間 昭和四十年三月 一日から 昭和四十年三月三十一日まで 浦 富漁業協同組合 浦 富漁業協同組合 浦 富漁業協同組合 浦 富漁業協同組合
縦 覧 場 所 浦 富漁業協同組合 浦 富漁業協同組合 浦 富漁業協同組合 浦 富漁業協同組合	縦 覧 場 所 浦 富漁業協同組合 浦 富漁業協同組合 浦 富漁業協同組合 浦 富漁業協同組合

00614

3 昭和40年3月1日 月曜日 鳥取県公報(号外)第15号 (第3種郵便物認可)

中野池の日出町一五 真野田二〇七 昭人	境港市上道町二、一八五 門加藤三幸一 永八慶二	金納大 田納正御 辰辰義来屋	木口野 正則寿	高松大 見井良塩 秀次郎夫津	西伯郡中山町大字御崎 森本広美	赤碓町大字赤碓 大黒磯立
境港	上道	御来屋	光徳	逢坂	中山	赤碓
境弓弓 港北浜	上道	御来屋	光徳	逢坂	中山町	赤碓町
"	"	"	"	"	"	"
境港市役所	上道	御来屋	光徳	逢坂	中山町	赤碓町

00613

昭和40年3月1日 月曜日 鳥取県公報(号外)第15号 (第3種郵便物認可) 2

東伯郡泊村大字泊 笠田進	宮脇大 中脇真長和 千代松春瀬	青谷町大字青谷 河内増蔵	浜部正 正義	坂本大 本長次船 郎磯	気高郡気高町大字酒津 河崎万吉	福部村大字岩戸 谷本常雄	升田大 野敏田後 松治
泊	青谷	夏泊	浜村	酒津	福部	田後	
泊村	青谷町	夏泊	浜村	酒津第一	福部村	田後	
"	"	"	"	"	"	"	
泊村	青谷町	夏泊	浜村	酒津	福部村	田後	